



Your Partner in Retail Solutions

第47回 定時株主総会

招集ご通知

- 開催日時** 2024年6月25日（火曜日）午前10時
（受付開始：午前9時）
- 開催場所** 千葉県千葉市花見川区幕張町四丁目544番4
エイジス本社「大ホール」
- 決議事項** 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役6名選任の件
第3号議案 取締役（社外取締役を除く）に對
する譲渡制限付株式の付与のため
の報酬改定の件

目次

第47回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
事業報告	14
連結計算書類	31
計算書類	33
監査報告	35

株主総会にご出席いただけない場合

インターネットまたは書面（郵送）により議決権を行ってください
ますようお願い申し上げます。

議決権行使期限：2024年6月24日（月曜日）午後6時まで

株 主 各 位

証券コード 4659
2024年6月5日

千葉県千葉市花見川区幕張町四丁目544番4

株式会社エイジス

代表取締役社長 **福田 久也**

第47回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第47回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の各ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませよう願ひ申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://www.ajis.jp/ir/information/meeting/>

（上記ウェブサイトへアクセスいただき、「株主総会」のページから、ご確認ください。）



株主総会資料 掲載ウェブサイト

<https://d.sokai.jp/4659/teiiji/>



東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「エイジス」または「コード」に当社証券コード「4659」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）



なお、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

[インターネットによる議決権行使の場合]

当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）において、賛否をご入力の上、2024年6月24日（月曜日）午後6時までに議決権をご行使ください。

[書面（郵送）による議決権行使の場合]

議決権行使書用紙に賛否をご表示の上、2024年6月24日（月曜日）午後6時までに到着するようご送付ください。

敬 具

記

1 日 時	2024年6月25日（火曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2 場 所	千葉県千葉市花見川区幕張町四丁目544番4 エイジス本社「大ホール」 (末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3 目的事項	<p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 第47期（2023年4月1日から2024年3月31日まで） 事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 第47期（2023年4月1日から2024年3月31日まで） 計算書類報告の件 <p>決議事項</p> <p>第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 取締役6名選任の件 第3号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬改定の件</p>
4 議決権行使についてのご案内	3頁に記載の「議決権行使についてのご案内」をご参照ください。

以上

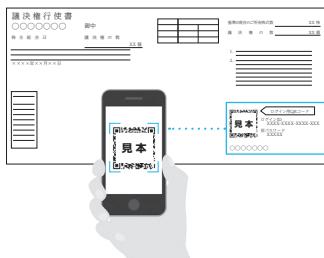
- 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、1頁に記載のインターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前および修正後の事項を掲載させていただきます。
 - 書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令および当社定款第14条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
 - ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況」
 - ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」
 - ③ 連結計算書類の「連結注記表」
 - ④ 計算書類の「株主資本等変動計算書」
 - ⑤ 計算書類の「個別注記表」
- 従いまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類および計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査した対象書類の一部であります。
- なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面をお送りいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使サイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使サイトにアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。

「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

株主総会参考書類

第1号議案

剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、当期の業績および今後の事業展開等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

配当財産の種類

金銭

配当財産の割当てに関する事項

当社普通株式1株につき金 **85円**（前期末配当より5円増配）

およびその総額

配当総額 **716,200,565円**

剰余金の配当が効力を生じる日

2024年6月26日

<ご参考>

配当方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を行うことを経営の最重要課題の一つとして位置付けており、更なる経営基盤の強化および積極的な事業展開のための内部留保を図りつつ、配当性向等も勘案しながら安定的な配当の維持に努めることを基本方針としております。

第2号議案

取締役6名選任の件

現任取締役6名全員は、定款の定めにより本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位および担当	
1	ふく だ ひさ なり 福田 久也	代表取締役社長	再任
2	たか はし かず と 高橋 一人	専務取締役 国際事業本部長兼国際事業企画開発部長	再任
3	やま ね ひろ ゆき 山根 洋行	常務取締役 国内事業本部長	再任
4	はら だ みつ ゆき 原田 光幸	取締役 コーポレート本部長	再任
5	すず き まさ ひと 鈴木 政士	社外取締役	再任 社外 独立
6	あか つ えみ こ 赤津 恵美子	社外取締役	再任 社外 独立

再任 再任取締役候補者

社外 社外取締役候補者

独立 証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者番号

1

ふく だ ひさ なり
福田 久也 (1974年4月1日生)

所有する当社株式の数…………… 15,217株
取締役在任年数…………… 12年
取締役会出席状況…………… 16/16回



再任

【略歴、当社における地位および担当】

1996年 4月	関東電子株式会社入社	2012年 6月	当社取締役
2001年 10月	株式会社ニップス入社	2015年 4月	当社DO統括本部長
2003年 10月	エイジス九州株式会社へ転籍、当社へ 出向	2019年 6月	当社常務取締役
2008年 4月	当社へ転籍	2022年 4月	当社リテイルサービス開発本部長
		2023年 4月	当社代表取締役社長（現任）

【重要な兼職の状況】

大連愛捷是科技有限公司董事長

取締役候補者とした理由

同氏は上記の経歴を有し、入社以来、主に当社の棚卸技術開発部門・経営企画部門に携わる業務に従事し、豊富な経験を有しております。また、2012年6月より当社の取締役としての職責を果たしており、2023年4月からは当社の代表取締役社長として経営を指揮しております。その豊富な経験と幅広い見識に基づくリーダーシップは、当社および当社グループにおける企業価値の更なる向上を推進するためにも必要不可欠であることから、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号

2

た か は し か ず と
高橋 一人 (1965年8月6日生)

所有する当社株式の数…………… 11,298株
取締役在任年数…………… 21年
取締役会出席状況…………… 16/16回



再任

【略歴、当社における地位および担当】

1987年 4月	当社入社	2022年 4月	当社海外事業本部長
2002年 10月	当社執行役員	2023年 4月	当社専務取締役（現任）
2003年 6月	当社取締役	2023年 4月	当社国際事業本部長（現任）
2005年 4月	当社営業本部長	2024年 4月	当社国際事業企画開発部長（現任）
2009年 4月	当社常務取締役		

【重要な兼職の状況】

AJIS USA,INC. President

取締役候補者とした理由

同氏は上記の経歴を有し、入社以来、主に当社の営業部門に携わる業務に長年従事し、2022年4月以降は当社の国際事業部門を担当し、豊富な経験を有しております。また、2003年6月より当社の取締役としての職責を果たしております。その豊富な経験と幅広い見識は、当社および当社グループにおける企業価値の更なる向上を推進するためにも必要不可欠であることから、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号

3

やまねひろゆき
山根 洋行 (1964年9月14日生)

所有する当社株式の数…………… 10,910株
取締役在任年数…………… 17年
取締役会出席状況…………… 15/16回



再任

【略歴、当社における地位および担当】

1989年 4月	株式会社富士銀行入行	2010年 4月	当社管理本部長
2003年 5月	当社入社	2019年 6月	当社常務取締役 (現任)
2006年 4月	当社執行役員	2022年 4月	当社国内棚卸事業本部長
2007年 6月	当社取締役	2024年 4月	当社国内事業本部長 (現任)

【重要な兼職の状況】

なし

取締役候補者とした理由

同氏は上記の経歴を有し、入社以来、主に当社の経営企画部門・管理部門に携わる業務に長年従事し、2022年4月以降は当社の国内事業部門を担当し、豊富な経験を有しております。また、2007年6月より当社の取締役としての職責を果たしております。その豊富な経験と幅広い見識は、当社および当社グループにおける企業価値の更なる向上を推進するためにも必要不可欠であることから、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号

4

はらだみつゆき
原田 光幸 (1973年7月26日生)

所有する当社株式の数…………… 1,246株
取締役在任年数…………… 1年
取締役会出席状況…………… 11/11回



再任

【略歴、当社における地位および担当】

1998年 1月	当社入社	2021年 7月	当社執行役員
2012年 4月	当社DO標準化推進部長	2023年 6月	当社取締役 (現任)
2013年 4月	当社西日本ゾーン・マネジャー	2024年 4月	当社コーポレート本部長 (現任)
2015年 4月	当社人事総務部長		
2019年 9月	当社経営企画室長		

【重要な兼職の状況】

エイジスリテイルサポート研究所株式会社代表取締役社長

取締役候補者とした理由

同氏は上記の経歴を有し、入社以来、主に当社の国内棚卸部門・管理部門・経営企画部門に携わる業務に従事し、豊富な経験を有しております。また、2023年6月より当社の取締役としての職責を果たしております。その豊富な経験と幅広い見識は、当社および当社グループにおける企業価値の更なる向上を推進するためにも必要不可欠なことから、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号

5

すず き まさ ひと
鈴木 政士 (1957年9月9日生)

所有する当社株式の数 …………… 1,200株
社外取締役在任年数 …………… 6年
取締役会出席状況 …………… 15/16回



再任

社外

独立

【略歴、当社における地位および担当】

1980年 4月	キリンビール株式会社入社	2014年 3月	キリンホールディングス株式会社 常勤監査役
2007年 3月	キリンビバレッジ株式会社経理部 長	2014年 3月	キリン株式会社監査役
2009年 3月	同社取締役経営企画部長	2018年 6月	株式会社ワールド社外取締役
2012年 3月	キリンホールディングス株式会社 取締役CFO	2018年 6月	株式会社ジャックス社外取締役 (現任)
2013年 1月	キリン株式会社取締役	2018年 6月	当社社外取締役 (現任)
		2019年 4月	首都大学東京 (現東京都立大学) 大学院客員教授

【重要な兼職の状況】

株式会社ジャックス社外取締役

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

同氏は、日本を代表する飲料メーカー企業で、企画、経理部門および監査業務に従事するなど、豊富な経験と経営全般に関する高い見識を有しております。経営者としての幅広い見識と豊富な経験からのアドバイスを期待し、引き続き社外取締役候補者といたしました。

独立性に関する事項

同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、当社は同氏を独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

責任限定契約に関する事項

当社は同氏との間で責任限定契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合、同氏との間の当該契約を継続する予定であります。その契約の内容の概要は、以下のとおりであります。

社外取締役は、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意であり且つ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項の定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担するものとする。

候補者番号

6

あか つ え み こ
赤津 恵美子

(1963年10月7日生)

所有する当社株式の数 …………… 200株
社外取締役在任年数…………… 2年
取締役会出席状況 …………… 16/16回



再任

社外

独立

【略歴、当社における地位および担当】

- | | | | |
|----------|---------------------------------------|----------|---------------------------------------|
| 1986年 4月 | 株式会社福武書店入社 | 2011年 5月 | 日本オラクル株式会社入社 |
| 1988年10月 | 日本ゼネラル・エレクトリック株式会社入社 | | 人材組織開発部シニアディレクター |
| 1996年 1月 | GEコンシューマー・ファイナンス株式会社入社 | 2016年 1月 | 同社執行役員・理事
社員エンゲージメント室長 |
| 2002年 6月 | 同社人材組織開発・採用部門ディレクター | 2018年 3月 | 武田薬品工業株式会社入社
グローバルHR 人材組織開発(日本)ヘッド |
| 2005年 6月 | 同社研修部門ディレクター | 2021年 2月 | 株式会社フューチャー・ミー代表取締役社長(現任) |
| 2008年 2月 | ノバルティスファーマ株式会社
社ダイバーシティ&インクルージョン室長 | 2022年 6月 | 当社社外取締役(現任) |

【重要な兼職の状況】

株式会社フューチャー・ミー代表取締役社長

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

同氏は、外資系・日系の大手企業で、主に人材・組織開発、ダイバーシティ&インクルージョンの推進を長年に亘り行っており、豊富な知見を有し、引き続き当該知見を活かして株式会社フューチャー・ミーを起業され、人材・組織開発のコンサルティング、研修講師、エグゼクティブ・コーチングを行われております。経営者としての幅広い見識と豊富な経験からのアドバイスを期待し、引き続き社外取締役候補者といたしました。

独立性に関する事項

同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、当社は同氏を独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

責任限定契約に関する事項

当社は同氏との間で責任限定契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合、同氏との間の当該契約を継続する予定であります。その契約の内容の概要は、以下のとおりであります。

社外取締役は、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意であり且つ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項の定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担するものとする。

- (注) 1.各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2.鈴木政士および赤津恵美子の両氏は、社外取締役候補者であります。
 3.当社は保険会社との間で、取締役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役および監査役の損害賠償請求対象費用等を当該保険契約によって填補することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

〈ご参考〉 取締役および監査役の専門性と経験（スキル・マトリックス）

第2号議案が原案どおり可決されますと、当社の役員の有する主な知見や経験は、次のとおりとなります。

	氏名	(社外)	企業経営	新規事業開発	法務・ リスクマネジメント	人事・ 労務・ 人材開発	IT・ 情報システム	営業・ マーケティング	財務・ 会計・ M&A	海外事業	ESG・ サステナビリティ
取締 役	福田 久也		○				○		○	○	
	高橋 一人		○	○				○		○	
	山根 洋行		○		○	○	○	○	○	○	○
	原田 光幸		○		○	○			○		○
	鈴木 政士	○	○	○					○	○	
	赤津恵美子	○	○			○	○		○		
監 査 役	西岡 博之				○				○		
	野間 自子	○			○	○			○		
	池田 知行	○	○	○	○			○	○	○	○

第3号議案

取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬改定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2007年6月28日開催の第30回定時株主総会において、年額2億5千万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）とご承認いただいております。また、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）に係る取締役（社外取締役を除きます。）の報酬額は、2019年6月25日開催の第42回定時株主総会において、上記金銭報酬額とは別枠で年額2千5百万円以内とご承認いただいております。今般、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブをより高めるとともに、株主の皆様とのより一層の価値共有を進めることを目的として、本制度を改定するものとし、当社における2年間から5年間までの継続した勤務に代えて、新たに、当社における一定期間の継続した勤務を譲渡制限解除の条件とするとともに、譲渡制限付株式の交付日から当該対象取締役が当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を喪失する日まで譲渡制限が課される新制度（以下「新制度」といいます。）とすることにつき、ご承認をお願いしたいと存じます。なお、新制度に係る対象取締役の報酬額は、従来と同様、金銭報酬額とは別枠で年額2千5百万円以内といたしたいと存じます。また、各対象取締役への具体的な支給時期および配分については、取締役会において決定することといたします。

現在の取締役（社外取締役を除きます。）は4名ですが、第2号議案が原案どおり承認可決されましても、取締役（社外取締役を除きます。）は現在と同数の4名となります。

本議案に基づき対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行または処分を受けるものとし、これにより発行または処分をされる当社の普通株式の総数は、年3万株以内（本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）または株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行または処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整します。）とし、その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値として算出します。）とします。また、これによる当社の普通株式の発行または処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとし、

- (1) 対象取締役は、譲渡制限付株式の割当日から当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を喪失する日までの間（以下「譲渡制限期間」といいます。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」といいます。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」とい

います。)

- (2) 対象取締役が、当社の取締役会で別途定める期間（以下「役務提供期間」といいます。）が満了する前に上記(1)の地位を喪失した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。
- (3) 当社は、対象取締役が、役務提供期間中に、継続して上記(1)の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、上記(2)に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に当社の役職員の地位を喪失した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。
- (4) 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(3)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (5) 上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。
- (6) 上記(5)に規定する場合においては、当社は、上記(5)の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (7) 本割当契約における意思表示および通知の方法、本割当契約改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

なお、当社は、2019年6月20日開催の取締役会において、取締役の報酬等の内容についての決定に関する方針を定めておりますが、本議案をご承認いただくことを条件に、当該方針を本議案に沿う内容に変更することを予定しております。また、上記のとおり、本割当株式の払込金額は特に有利とならない範囲の金額とし、希釈化率も軽微であることから、本割当株式の付与は相当なものであると判断しております。

〈ご参考〉

当社は、本議案が承認されることを条件に、当社の執行役員および従業員ならびに当社子会社の取締役（社外取締役を除きます。）に対しても、上記譲渡制限付株式と同様の譲渡制限付株式を付与する予定であります。

以上

1 企業集団の現況

(1) 事業の経過およびその成果

① 全般的概況

当連結会計年度（2023年4月1日から2024年3月31日まで）におけるわが国経済は、社会経済活動の正常化、各種政策や企業の努力により、足踏みもみられるものの経済は緩やかな回復基調で推移しました。一方で、エネルギーコストおよび原材料価格の高騰、円安の長期化、サプライチェーンの混乱や資源不足による一部産業の生産の停滞など、依然として景気の先行きは不透明な状況が続いております。

当社グループの主要顧客であります流通小売業界におきましても、業種・業態を超えた販売競争が激しさを増すなか、生活必需品等の物価上昇による個人消費者の節約志向の高まり、人件費や光熱費、物流費などの店舗運営コストの増加、また労働力不足などの課題等もあり、業界を取り巻く環境は引き続き厳しさを増しております。

このような状況のもと、当社グループは成長戦略として、チェーンストア産業を変革する新たな価値を創造するために「棚卸会社からリテイルサービス会社への事業転換」「グループの柱となる新たな事業の創出」「展開地域をアジアから世界へ拡大」を中期方針として掲げ、事業活動を行ってまいりました。

当連結会計年度の業績は、売上高29,995百万円（前期比15.1%増加）、営業利益2,521百万円（前期比10.1%減少）、経常利益2,620百万円（前期比10.5%減少）、親会社株主に帰属する当期純利益1,910百万円（前期比2.1%増加）となりました。

当連結会計年度におけるセグメントの概況は、次のとおりであります。

売上高	前連結会計年度比	経常利益	前連結会計年度比
29,995百万円	15.1%増加 	2,620百万円	10.5%減少 
営業利益	前連結会計年度比	親会社株主に帰属する 当期純利益	前連結会計年度比
2,521百万円	10.1%減少 	1,910百万円	2.1%増加 

② セグメントの概況

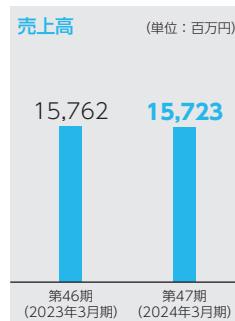
国内棚卸サービス

売上高
15,723百万円
(前期比0.2%減少)

売上高は、全体的には棚卸回数の減少および商品在庫数量の減少は下げ止まり、実施時期の拡大や主要顧客からの受注店舗数は増加したものの、上半期において一部顧客における棚卸実施回数の減少や当社グループの事業再編に伴う一部サービスの子会社への移管などの減少要因があり、微減となりました。

営業利益では、社員基本給のベースアップや従業員の賃上げに加え、顧客構成の変更に伴う粗利率の低下などにより、減益となりました。

売上高は15,723百万円（前期比0.2%減少）、セグメント利益は2,180百万円（前期比6.4%減少）となりました。



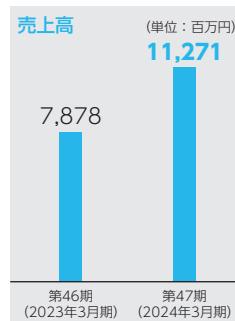
リテールサポートサービス

売上高
11,271百万円
(前期比43.1%増加)

売上高は、2023年10月に連結子会社化した株式会社 mitorizの売上および商品補充サービスにおける主要顧客からの受注店舗数の増加などにより、増収となりました。

営業利益では、昨年度に行った従業員の賃上げの影響に加え、商品補充サービスの受注増加に対応するためのオペレーション体制の構築に係る費用の増加や実施条件変更などによる粗利率の低下などにより、減益となりました。

売上高は11,271百万円（前期比43.1%増加）、セグメント利益は220百万円（前期比57.8%減少）となりました。



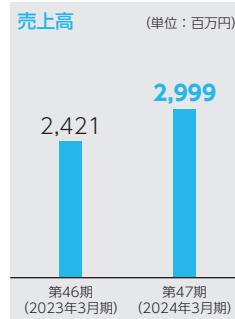
海外棚卸サービス

売上高
2,999百万円
(前期比23.9%増加)

売上高は、既存進出国・地域において新型コロナウイルス感染症における行動制限の緩和に伴う社会経済活動の正常化が一層進み、受注状況は引き続き回復傾向で推移しているほか、新規案件の獲得やサービス料金の引き上げなどにより、増収となりました。

営業利益では、受注状況の回復に伴う売上増加に加え、収益力の改善に向けた施策の実行により、黒字化となりました。

売上高は2,999百万円（前期比23.9%増加）、セグメント利益は107百万円（前期は123百万円のセグメント損失計上）となりました。



(2) 設備投資等の状況

当社グループでは、386百万円の設備投資（ソフトウェアへの投資を含む）を実施しました。その主なものは、国内棚卸サービスにおいて基幹システム刷新関係に84百万円、棚卸業務のシステム関係に73百万円、機器関係に52百万円であります。

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 事業の譲渡、合併等企業再編行為等

① 子会社の異動を伴う株式の取得について

当社は、2023年10月13日に株式会社mitorizの株式を取得し（議決権比率96.7%）、連結子会社といたしました。

② 株式譲渡による連結子会社の異動について

当社は、2024年2月26日付で、連結子会社であった株式会社ロウプ（代表取締役：中西宗義）の全株式を、中西宗義氏に譲渡いたしました。なお、本株式譲渡により、株式会社ロウプは当社の連結対象外となりました。

(5) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く事業環境は、少子高齢化に伴う小売業界全体の市場規模縮小に加え、コスト削減意識の高まりに伴う外注業務の内製化、人手不足の高まりや賃上げによる人件費の増加など、厳しい状況が続くと予想されます。

このような環境のもと、当社グループでは「チェーンストアの発展と豊かな社会の実現に貢献する」という企業理念のもと、株主をはじめとするステークホルダーの皆さま、そして社会にとってより魅力的な企業であり続けるために、「サービスプロバイダーからソリューションプロバイダーへ」「メーカーと小売業と消費者をつなぐ唯一無二の存在へ」を実現し社会的価値を向上すべく、新たな中期経営計画「vision50」を策定し、これらを実現するために事業活動に取り組んでまいります。

2025年3月期の重点施策と主な取り組みは、次の通りです。

① 「事業転換を実現するために新たなシナジーを創出する」

サービス価格や棚卸条件変更提案により収益性を改善するとともに、当社グループの顧客資産を活かしたクロスセルの推進や、高品質で高付加価値なサービスを提供することで、お客様とのパートナーシップの強化を図ってまいります。また経営組織をスリム化し、オペレーションや成長領域への経営資源を集中させることで、各事業の成長を実現させてまいります。

② 「グループの柱となる新たな事業を創出する」

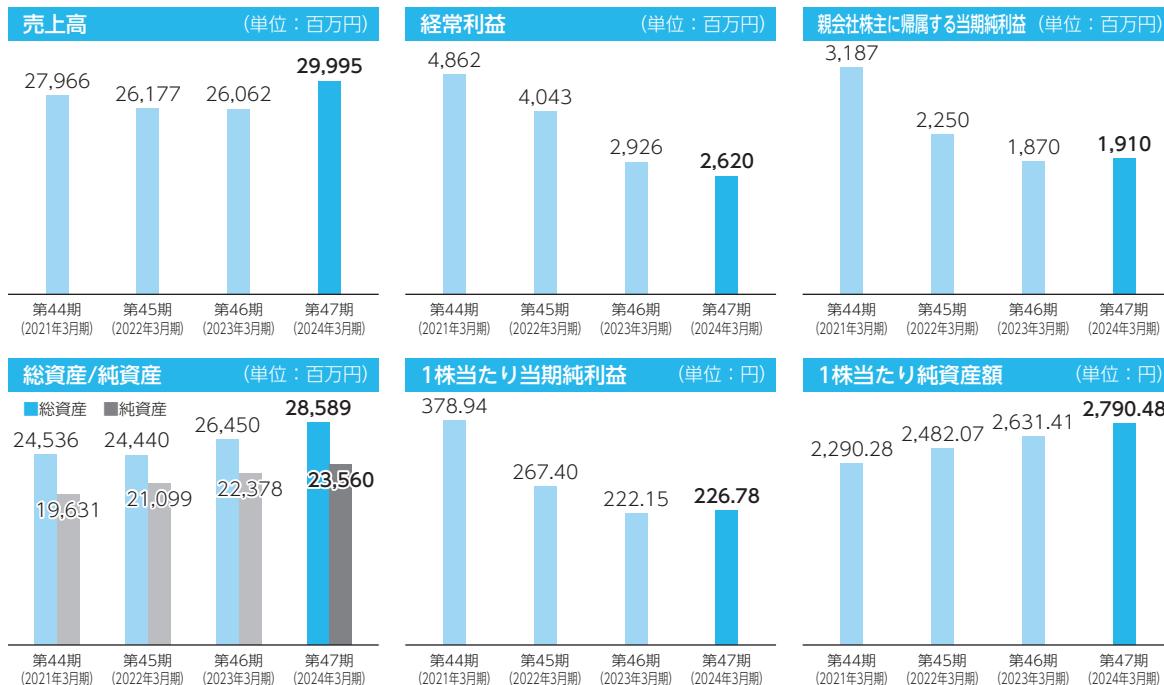
メーカーや小売業のニーズを満たす新たなサービスやソリューションを開発するため、外部資源の取り込みによる仕組みづくり、中期経営計画に沿った機能補完を実現するためのM&Aなど投資を実行してまいります。また、新サービスの発掘を目的とした米国リテイルサービス企業や流通関連サービスの調査・研究を進めるほか、創造性と挑戦力を生み出すためのダイバーシティの取り組みなど、新たな事業の創出に向けた取り組みを積極的に実行してまいります。

③ 「展開地域をアジアから世界へ拡大する」

進出地域および顧客固有のニーズを満たすソリューションサービスを開発し拡販するため、主要顧客との共同プロジェクトや提携の推進、Webを活用したマーケティングの強化や、現地に即した高品質で低コストなオペレーションの構築による収益性の向上、展開地域の拡大に向けた海外展開戦略の実行など取り組みを進めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも引き続きご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 財産および損益の状況の推移



区 分	第44期 (2021年3月期)	第45期 (2022年3月期)	第46期 (2023年3月期)	第47期 (当連結会計年度) (2024年3月期)
売 上 高 (百万円)	27,966	26,177	26,062	29,995
経 常 利 益 (百万円)	4,862	4,043	2,926	2,620
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (百万円)	3,187	2,250	1,870	1,910
1株当たり当期純利益 (円)	378.94	267.40	222.15	226.78
総 資 産 (百万円)	24,536	24,440	26,450	28,589
純 資 産 (百万円)	19,631	21,099	22,378	23,560
1株当たり純資産額 (円)	2,290.28	2,482.07	2,631.41	2,790.48

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式数の控除後の期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

(7) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容等
エイジスマーチャンダイジングサービス株式会社	100,000千円	100.0%	マーチャンダイジングサービス
エイジスビジネスサポート株式会社	104,951千円	100.0%	実地棚卸サービス
エイジスリサーチ・アンド・コンサルティング株式会社	50,000千円	100.0%	リサーチサービス
艾捷是（上海）商務服務有限公司	200,000千円	100.0%	実地棚卸サービス
AJIS (MALAYSIA) SDN. BHD.	100,000千円	100.0%	実地棚卸サービス
愛捷是（広州）商務服務有限公司	183,000千円	100.0%	実地棚卸サービス
愛捷是（北京）商務服務有限公司	200,000千円	100.0%	実地棚卸サービス
AJIS (HONG KONG) CO., LIMITED	170,951千円	100.0%	実地棚卸サービス
AJIS (THAILAND) CO., LIMITED	94,160千円	85.0%	実地棚卸サービス
AJIS (VIETNAM) CO., LIMITED	46,613千円	100.0%	実地棚卸サービス
AJIS USA, INC.	199,155千円	100.0%	マーチャンダイジングサービス
株式会社mitoriz	100,000千円	96.7%	リアルマーケティングソリューション
AJIS RETAIL SOLUTIONS SINGAPORE PTE.LTD.	166,455千円	100.0%	リテイルサポートサービス

- (注) 1. 上記の重要な子会社は当社の連結子会社であり、持分法適用関連会社はありません。
2. 当事業年度末日において特定完全子会社はありません。
3. 主要な増減につきましては、事業報告「1.(4)事業の譲渡、合併等企業再編行為等」に記載しております。

(8) 主要な事業内容 (2024年3月31日現在)

国内、海外における「実地棚卸サービス」を主な事業としております。その他、「リテイルサポートサービス」事業を行っております。

① 実地棚卸サービス事業

イ. 店舗棚卸

利益管理・商品管理を目的として在庫金額・数量を確定するサービスです。

ロ. 資産棚卸

企業オフィス等の情報機器・設備・什器等の固定資産の有効活用と管理を目的として資産を実地調査し、データベースを構築するサービスです。

ハ. その他

主なサービスは「災害備蓄品管理業務委託」で、避難所や備蓄品倉庫を定期的に訪問し、災害備蓄品の管理や保全、保守作業を代行することで、災害発生時に有効かつ円滑に使用できる状態に保つサービスです。

② リテイルサポートサービス事業

主なサービスは、次のとおりであります。

イ. 集中補充

閉店後から翌日の開店までに、品切れのない売場作りを行うサービスです。

ロ. マーチャンダイジングサービス

陳列什器の設置から商品陳列など、新規出店または店舗改装に関わる作業を実施するサービスです。

ハ. リアルマーケティングソリューション

ラウンダーから店頭調査、覆面調査、販促物制作・設置まで、店頭での売上を活性化させるための幅広いサポートを行うソリューションです。

ニ. 人材派遣

流通小売業周辺業務およびその他軽作業業務へ要員を派遣するサービスです。

ホ. リサーチサービス

店舗における従業員の接客サービスレベルとストアコンディションを覆面調査員が調査するサービスです。

(9) 主要な事業所 (2024年3月31日現在)

① 当社

本社	千葉県千葉市花見川区幕張町四丁目544番4
ディストリクトオフィス (DO)	北東北（盛岡市）、仙台（仙台市）、宇都宮（宇都宮市）、高崎（高崎市）、さいたま（さいたま市）、千葉（千葉市）、東京（東京都新宿区）、八王子（八王子市）、横浜（横浜市）、新潟（新潟市）、金沢（金沢市）、松本（松本市）、浜松（浜松市）、名古屋（名古屋市）、四日市（四日市市）、京都（京都市）、大阪（大阪市）、堺（堺市）、神戸（神戸市）、岡山（岡山市）

(注) ディストリクトオフィス (DO) とは、営業所のことであります。

② 主要な子会社の事業所

エイジスマーチャンダイジングサービス株式会社	本社	千葉県千葉市花見川区幕張町三丁目7727番1
エイジスビジネスサポート株式会社	本社	韓国（ソウル特別市）
エイジスリサーチ・アンド・コンサルティング株式会社	本社	千葉県千葉市花見川区幕張町三丁目7727番1
艾捷是（上海）商務服務有限公司	本社	中国（上海市）
AJIS (MALAYSIA) SDN. BHD.	本社	マレーシア（セランゴール州）
愛捷是（広州）商務服務有限公司	本社	中国（広州市）
愛捷是（北京）商務服務有限公司	本社	中国（北京市）
AJIS (HONG KONG) CO., LIMITED	本社	中国（香港特別行政区）
AJIS (THAILAND) CO., LIMITED	本社	タイ（バンコク都）
AJIS (VIETNAM) CO., LIMITED	本社	ベトナム（ホーチミン市）
AJIS USA, INC.	本社	アメリカ合衆国（カリフォルニア州）
株式会社mitoriz	本社	東京都港区赤坂三丁目5番2号
AJIS RETAIL SOLUTIONS SINGAPORE PTE.LTD.	本社	シンガポール

(10) 従業員の状況 (2024年3月31日現在)**① 企業集団の従業員数**

セグメントの名称	従業員数	前連結会計年度末比増減
国内棚卸サービス	293名 (2,272名)	16名減 (7名増)
リテイルサポートサービス	236名 (2,544名)	107名増 (679名増)
海外棚卸サービス	346名 (548名)	4名減 (26名増)
合計	875名 (5,364名)	87名増 (712名増)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、嘱託従業員等は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
 2. 従業員数が前連結会計年度末と比べて87名 (嘱託従業員等712名) 増加した主な要因は、2023年10月13日付で株式会社 mitoriz を連結子会社化したためであります。

② 当社の従業員数

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
293名 (2,272名)	16名減 (7名増)	43.8歳	13.4年

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、嘱託従業員等は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
 2. 従業員には使用人兼務役員は含まれておりません。
 3. 従業員数は、当社から他社への出向社員を含まず、他社から当社への出向社員を含む就業人員であります。

(11) 主要な借入先の状況 (2024年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	119,889千円
株式会社千葉銀行	20,000千円
株式会社みずほ銀行	20,000千円

- (注) 株式会社三菱UFJ銀行の借入額には、タイ国現地法人である「アユタヤ銀行」からの借入額も含まれております。

2 会社の株式に関する事項 (2024年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 28,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 8,425,889株 (自己株式数2,345,311株を除く。)
- (3) 株主数 5,327名
- (4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
有限会社齊藤ホールディングス	1,883千株	22.3%
齋藤 昭生	1,015千株	12.1%
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND (PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO)	846千株	10.0%
光通信株式会社	456千株	5.4%
齋藤 茂男	407千株	4.8%
小林 美保子	383千株	4.6%
齋藤 泰範	255千株	3.0%
BBH FOR FIDELITY GROUP TRUSTBENEFIT (PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO)	141千株	1.7%
BNYM AS AGT/CLTS NON TREATY JASDEC	138千株	1.6%
エイジス従業員持株会	128千株	1.5%

(注) 1. 当社は、自己株式を2,345,311株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役 (社外取締役を除く)	4,307株	4名
社外取締役	—	—
監査役	—	—

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告「3.(4)当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額」に記載しております。

3 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等 (2024年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	福田 久也	大連愛捷是科技有限公司董事長
専務取締役	高橋 一人	国際事業本部長 AJIS USA, INC. President
常務取締役	山根 洋行	国内棚卸事業本部長
取締役	原田 光幸	経営企画室長 エイジスリテイルサポート研究所株式会社代表取締役社長
取締役	鈴木 政士	株式会社ワールド社外取締役 株式会社ジャックス社外取締役
取締役	赤津 恵美子	株式会社フューチャー・ミー代表取締役社長
常勤監査役	西岡 博之	
監査役	野間 自子	三宅坂総合法律事務所パートナー 株式会社ウイルコホールディングス社外取締役 株式会社いよぎんホールディングス社外取締役 (監査等委員) アクシスコンサルティング株式会社社外取締役 (監査等委員)
監査役	池田 知行	ちばざんジェーシービーカード株式会社取締役会長

- (注) 1. 取締役原田光幸氏は、2023年6月27日開催の第46回定時株主総会で新たに選任され、就任いたしました。
2. 取締役鈴木政士および赤津恵美子の両氏は、社外取締役であります。
3. 監査役野間自子および池田知行の両氏は、社外監査役であります。
4. 監査役池田知行氏は、金融機関において支店長等を歴任するなど、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 2023年4月1日をもって、齋藤昭生氏は、代表取締役および取締役を辞任いたしました。
6. 当社は、取締役鈴木政士、赤津恵美子および監査役野間自子、池田知行の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

7. 当事業年度末日後の取締役および監査役の地位および担当等の異動は、次のとおりであります。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
高橋 一人	専務取締役国際事業本部長	専務取締役国際事業本部長兼国際事業企画開発部長	2024年4月1日
山根 洋行	常務取締役国内棚卸事業本部長	常務取締役国内事業本部長	2024年4月1日
原田 光幸	取締役経営企画室長	取締役コーポレート本部長	2024年4月1日
池田 知行	監査役 ちばぎんジェーシービーカード株式会社取締役会長	監査役 ちばぎんカード株式会社取締役会長	2024年4月1日
鈴木 政士	取締役 株式会社ワールド社外取締役 株式会社ジャックス社外取締役	取締役 株式会社ジャックス社外取締役	2024年5月28日

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役鈴木政士氏、赤津恵美子氏および社外監査役野間自子氏、池田知行氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額を限度としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、当社および当社の子会社の取締役、監査役および執行役員等を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、保険料については当社が全額負担をしております。

当該保険契約は、被保険者の損害賠償請求対象費用等を当該保険契約によって填補することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者による背信行為もしくは犯罪行為または故意による法令違反等に起因する損害の場合には填補の対象としないこととしております。

(4) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2019年6月20日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。また、取締役会は当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、取締役会で決議された決定方針に従い適正に評価し決定したことから、当決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は、次のとおりです。

イ. 役員報酬の基本方針

- ・ 役員の役割や責任に応じた報酬体系とし、透明性と公正性を確保します。
- ・ 業務執行取締役の報酬は、業績向上への意欲を高め、中長期的な企業価値向上に資する報酬体系とし、ステークホルダーと利益を共有するものとします。
- ・ 報酬方針・報酬制度・個人別の報酬決定については、客観性・透明性を確保するプロセスを経るものとします。

ロ. 基本報酬と変動報酬等に関する事項

【取締役（社外取締役を除く）の報酬】

- ・ 取締役（社外取締役を除く）の報酬は、金銭報酬（基本報酬と変動報酬）と非金銭報酬（株式報酬）により構成します。
- ・ 基本報酬は、役位毎に設定した固定報酬です。
- ・ 変動報酬は、年額報酬（金銭報酬と非金銭報酬を含む）の約2割を基準とし、会社の営業成績等に応じて変動するものとし、役位および職責に応じた報酬テーブルを定め、全社業績、担当業績および経営施策の実行等の個人業績に対する達成度に基づき支給額を決定します。
- ・ 株式報酬は、年額報酬（金銭報酬と非金銭報酬を含む）の約1割を基準とした固定報酬とし、譲渡制限付株式として付与します。

（役員報酬構成）

金銭報酬		非金銭報酬
基本報酬	変動報酬	譲渡制限付株式報酬
70%程度	20%程度	10%程度

【社外取締役の報酬】

- ・ 社外取締役の報酬は、業務執行から独立した立場で経営の監督・助言を行うという観点から、固定報酬とします。

【監査役の報酬】

- ・ 監査役の報酬は、独立性に配慮し、職責および常勤・非常勤に応じた固定報酬とします。

ハ. 報酬等の付与時期や条件に関する事項

- ・ 取締役の報酬は、株主総会で承認された総額の範囲内で、変動報酬を決定するための各取締役の評価を代表取締役社長が行い、その評価の妥当性について社外取締役との協議を経たうえで、取締役会にて決定します。
- ・ 株式報酬の払込金額に相当する報酬支給の決定および株式の割当の決定は、定時株主総会実施月の翌月の取締役会にて行います。
- ・ 株式の交付は割当を決定した取締役会の翌月に行います。
- ・ 監査役の報酬は、株主総会で承認された総額の範囲内で、監査役の協議に基づき決定します。

二. 非金銭報酬等に関する方針

取締役は当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めるため、譲渡制限付株式（取締役会の決議に基づく譲渡制限付株式割当契約の締結により割当を受けた日から2年間から5年間までの間で取締役会が予め定める期間とし、譲渡制限期間中、継続して取締役その他これに準ずる地位にあったことを条件として、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。）を付与することとし、その付与数は役位に応じて決定するものとしております。

ホ. 役員報酬等に関する総会決議

取締役の金銭報酬限度額は、2007年6月28日開催の第30回定時株主総会において年額2億5千万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、11名です。

上記の報酬枠とは別枠で、取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式を付与するための報酬限度額を、2019年6月25日開催の第42回定時株主総会において年額2千5百万円以内（株式発行総数は年3万株以内）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は、5名です。

また、監査役の金銭報酬限度額は、2010年6月29日開催の第33回定時株主総会において年額4千5百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名です。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額および対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる役員の 員数 (名)
		金銭報酬		非金銭報酬	
		基本報酬	変動報酬	譲渡制限付株式報酬	
取締役 (うち社外取締役)	122,233 (14,400)	92,650 (14,400)	22,188 (-)	7,395 (-)	6 (2)
監査役 (うち社外監査役)	22,800 (9,600)	22,800 (9,600)	- (-)	- (-)	3 (2)
合計 (うち社外役員)	145,033 (24,000)	115,450 (24,000)	22,188 (-)	7,395 (-)	9 (4)

- (注) 1. 基本報酬は役割・役位による固定となり、変動報酬にかかる業績指標は連結経常利益額、担当部門の業績指標（売上高・利益額・利益率等）、経営施策の実行等となります。当該指標を選択した理由は、経営上の目標達成状況を判断するための重要な指標であり、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるためであります。なお、当事業年度を含む売上高・経常利益の推移は、事業報告「1. (6)財産および損益の状況の推移」に記載のとおりです。
2. 変動報酬は、役位および職責による報酬テーブルを定め、全社業績、担当業績および個人業績の達成度に応じた報酬額を設定しております。
3. 非金銭報酬等の内容は当社の自己株式であり、割当の際の条件等は「二. 非金銭報酬等に関する方針」に記載のとおりです。また、当事業年度における交付株式数は取締役4名に対し4,307株になります。
4. 上記の非金銭報酬は、当事業年度に費用計上した額を記載しております。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

社外取締役赤津恵美子氏は、株式会社フューチャー・ミーの代表取締役社長であります。当社は当該株式会社との間には特別な関係はありません。

社外監査役野間自子氏は、三宅坂総合法律事務所のパートナーであります。当社は当該法律事務所との間には特別な関係はありません。

社外監査役池田知行氏は、ちばぎんジェーシービーカード株式会社（2024年4月1日付で吸収合併によりちばぎんカード株式会社）の取締役会長であります。当社は当該株式会社との間には特別な関係はありません。

② 他の法人等の社外役員等としての重要な兼任の状況および当社と当該他の法人等との関係

社外取締役鈴木政士氏は、株式会社ワールドの社外取締役および株式会社ジャックスの社外取締役であります。当社は株式会社ワールドおよび株式会社ジャックスとの間には特別な関係はありません。

社外監査役野間自子氏は、株式会社ウイルコホールディングスの社外取締役および株式会社いよぎんホールディングスの社外取締役（監査等委員）ならびにアクシスコンサルティング株式会社の社外取締役（監査等委員）であります。当社は株式会社ウイルコホールディングスおよび株式会社いよぎんホールディングスならびにアクシスコンサルティング株式会社との間には特別な関係はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

氏名	地位	出席状況、発言状況および社外取締役任期される役割に関して行った職務の概要
鈴木 政 士	社外取締役	当事業年度に開催された取締役会16回中15回に出席し、主に経営に関する高い見識から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言および提言を行っております。特に麒麟ホールディングス株式会社等において長く企業経営の経験を有しており、企業経営者としての豊富な経験と幅広い知識に基づき、経営の監督と経営全般への助言など社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。
赤 津 恵美子	社外取締役	当事業年度に開催された取締役会16回の全てに出席し、主に経営に関する高い見識から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言および提言を行っております。特に外資系・日系の大手企業で、主に人材・組織開発、ダイバーシティ&インクルージョンの推進の経験を有しており、企業経営者としての豊富な経験と幅広い知識に基づき、経営の監督と経営全般への助言など社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。
野 間 自 子	社外監査役	当事業年度に開催された取締役会16回の全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するために必要な意見を適宜述べております。 また当事業年度に開催された監査役会8回の全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
池 田 知 行	社外監査役	当事業年度に開催された取締役会16回の全てに出席し、主に出身分野である銀行業務を通じて培ってきた知識・見地から発言を行っております。 また当事業年度に開催された監査役会8回の全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

(注) 書面決議による取締役会の回数は除いております。

4 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

三優監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
当社	40,800	—
連結子会社	—	—
非連結子会社	—	—
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	40,800	—

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 上記のほか、当社、連結子会社および非連結子会社の会計監査人と同一のネットワークに属する組織に対する報酬等の額については、当社および子会社において該当事項はありません。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、または、公認会計士法に違反・抵触する状況にある場合には、監査役全員の同意により解任します。さらに、会計監査人の職務の遂行に関する事項について、適正に実施されることを確保できないと認められる場合等には、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人三優監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額を限度としております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	19,956,914
現金及び預金	14,015,065
受取手形、売掛金及び契約資産	5,098,495
有価証券	499,472
貯蔵品	39,444
その他	304,437
固定資産	8,632,150
有形固定資産	1,717,175
建物及び構築物	352,840
工具、器具及び備品	86,159
土地	1,276,394
その他	1,780
無形固定資産	2,788,735
のれん	1,672,039
顧客関連資産	556,727
その他	559,968
投資その他の資産	4,126,239
投資有価証券	3,681,434
繰延税金資産	158,993
その他	285,811
資産合計	28,589,065

科目	金額
負債の部	
流動負債	4,793,665
短期借入金	158,291
未払金	2,837,964
未払法人税等	269,728
未払消費税等	525,422
賞与引当金	484,927
役員賞与引当金	5,964
その他	511,366
固定負債	234,880
退職給付に係る負債	7,781
繰延税金負債	192,571
その他	34,526
負債合計	5,028,546
純資産の部	
株主資本	23,264,969
資本金	475,000
資本剰余金	472,406
利益剰余金	26,027,203
自己株式	△3,709,641
その他の包括利益累計額	247,335
その他有価証券評価差額金	116,243
為替換算調整勘定	131,092
非支配株主持分	48,214
純資産合計	23,560,519
負債純資産合計	28,589,065

(記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。)

連結損益計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		29,995,241
売上原価		22,325,429
売上総利益		7,669,811
販売費及び一般管理費		5,147,881
営業利益		2,521,930
営業外収益		
受取利息	54,434	
受取配当金	5,682	
受取賃貸料	26,729	
業務受託料	12,004	
為替差益	2,758	
物品売却益	275	
その他	25,227	127,111
営業外費用		
支払利息	3,138	
賃貸費用	12,285	
業務受託費用	11,527	
その他	1,705	28,657
経常利益		2,620,383
特別利益		
関係会社株式売却益	11,939	11,939
特別損失		
固定資産除却損	3,486	
投資有価証券評価損	10,000	
関係会社株式評価損	6,193	19,679
税金等調整前当期純利益		2,612,644
法人税、住民税及び事業税	711,729	
法人税等調整額	△9,852	701,876
当期純利益		1,910,767
非支配株主に帰属する当期純利益		413
親会社株主に帰属する当期純利益		1,910,354

(記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。)

計算書類

貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	11,927,397
現金及び預金	8,805,560
受取手形及び売掛金	2,375,402
有価証券	499,472
貯蔵品	23,739
その他	223,223
固定資産	10,653,440
有形固定資産	1,671,391
建物	339,457
構築物	4,481
車両運搬具	1,780
工具、器具及び備品	49,276
土地	1,276,394
無形固定資産	454,099
ソフトウェア	147,701
その他	306,398
投資その他の資産	8,527,950
投資有価証券	3,681,434
関係会社株式	4,629,549
関係会社長期貸付金	180,310
繰延税金資産	95,167
その他	121,798
貸倒引当金	△180,310
資産合計	22,580,838

科目	金額
負債の部	
流動負債	2,573,521
短期借入金	60,000
未払金	1,460,200
未払法人税等	232,008
未払消費税等	210,047
賞与引当金	262,618
その他	348,646
固定負債	30,630
その他	30,630
負債合計	2,604,151
純資産の部	
株主資本	19,860,443
資本金	475,000
資本剰余金	514,947
資本準備金	489,480
その他資本剰余金	25,467
利益剰余金	22,580,137
利益準備金	63,500
その他利益剰余金	22,516,637
別途積立金	6,260,000
繰越利益剰余金	16,256,637
自己株式	△3,709,641
評価・換算差額等	116,243
その他有価証券評価差額金	116,243
純資産合計	19,976,686
負債純資産合計	22,580,838

(記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。)

損益計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		15,808,503
売上原価		10,542,835
売上総利益		5,265,668
販売費及び一般管理費		3,026,792
営業利益		2,238,875
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	80,192	
受取賃貸料	52,304	
業務受託料	50,336	
物品売却益	1,012	
貸倒引当金戻入益	15,000	
その他	20,080	218,926
営業外費用		
支払利息	338	
賃貸費用	34,055	
業務受託費用	47,819	
その他	2,642	84,856
経常利益		2,372,945
特別損失		
固定資産除却損	2,913	
投資有価証券評価損	10,000	
関係会社株式評価損	6,193	
関係会社株式売却損	29,312	48,418
税引前当期純利益		2,324,526
法人税、住民税及び事業税	566,230	
法人税等調整額	12,968	579,198
当期純利益		1,745,327

(記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。)

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月13日

株式会社エイジス
取締役会 御中

三優監査法人 東京事務所 指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	鳥 井 仁
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	井 上 道 明

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社エイジスの2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エイジス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためにセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月13日

株式会社エイジス
取締役会 御中

三優監査法人
東京事務所
指 定 社 員
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員
業 務 執 行 社 員
公認会計士 鳥 井 仁
公認会計士 井 上 道 明

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社エイジスの2023年4月1日から2024年3月31日までの第47期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準まで軽減するためにセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第47期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査の計画、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、監査の計画、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、定期的にグループ会社監査役連絡会を開催して事業の報告を受けました。内部監査については、内部監査室より監査計画の説明を受け、実施した監査の結果については報告を受け、必要に応じて内部監査室と合同で監査を実施し、その事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。さらに、財務経理部から会計監査人の職務の執行状況について報告聴取するとともに、会計監査人とは監査レビュー報告会などを通じて意見交換及び情報交換のディスカッションの場を持ち連携を図りました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月14日

株式会社エイジス 監査役会

常勤監査役	西岡博之
監査役 (社外監査役)	野間白子
監査役 (社外監査役)	池田知行

以上

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing, consisting of 18 lines.

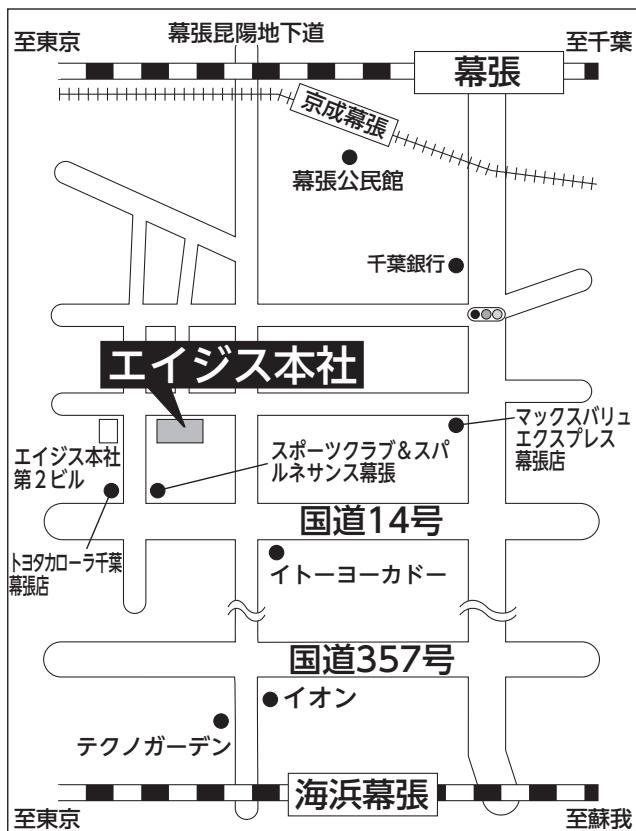
定時株主総会会場ご案内図

会場

エイジス本社「大ホール」
千葉県千葉市花見川区幕張町四丁目544番4

交通

総武線「幕張駅」南口より | 徒歩約10分
京葉線「海浜幕張駅」より | 車で約5分
京成線「京成幕張駅」より | 徒歩約7分



※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車での来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。